

健康福祉委員会 案件一覧

(令和7年1月15日開催分)

○所管事務報告 10件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
福祉部	1	令和7年度 民生委員児童委員の一斉改選について	56	長谷川 福祉支援調整担当課長
	2	令和6年11月 特別養護老人ホーム優先入所評価結果について	57	松田 介護サービス推進担当課長
	3	貴船堀埋立地における特別養護老人ホーム施工業者の入札結果について	58	松田 介護サービス推進担当課長
	4	都営東糀谷六丁目団地建替事業に伴う区公共施設の設置について	59	竜崎 障害福祉サービス推進担当課長
	5	生活保護の動向について	60	廣田 自立支援促進担当課長
	6	生活困窮者自立支援事業等業務委託事業者の選定結果について	61	廣田 自立支援促進担当課長
	7	大田区立障がい者総合サポートセンターB棟の業務委託事業者の選定結果について	62	塚本 障がい者総合サポートセンター次長
健康政策部	8	令和6年度おおた健康経営事業所の認定について	63	関 健康医療政策課長
	9	田園調布中央病院前緊急医療救護所の移転について	64	小西 災害・地域医療担当課長
	10	令和7年度大田区食品衛生監視指導計画（案）に対する意見募集について	65	伊藤 生活衛生課長

健康福祉委員会 令和7年1月15日
福祉部 資料56番
所管 福祉管理課

令和7年度 民生委員児童委員の一斉改選について

1 次期民生委員児童委員の委嘱等

- (1) 委嘱年月日 令和7年12月1日
(2) 任期 3年 (令和7年12月1日から令和10年11月30日まで)

2 候補者の選任要件 (東京都民生委員・児童委員選任要綱より)

(1) 今回一斉改選時の改正点

【旧】年齢基準 (基準日：令和4年12月1日)

		新任者	再任者
民生委員 児童委員	原則	67歳未満	75歳未満
	例外 ※適格者を確保する 上で必要な場合	70歳未満	
主任児童委員	原則	55歳未満	
	例外 ※適格者を確保する 上で必要な場合	62歳未満	65歳未満

【新】年齢基準 (基準日：令和7年12月1日)

		新任者	再任者
民生委員 児童委員	原則	67歳未満	75歳未満
	例外 ※適格者を確保する 上で必要な場合	<u>72歳未満</u>	<u>77歳未満</u>
主任児童委員	原則	55歳未満	
	例外 ※適格者を確保する 上で必要な場合	62歳未満	65歳未満

3 民生委員児童委員・主任児童委員定数等（現員数は令和7年1月1日現在）

地区名	現員数/定数	備考	地区名	現員数/定数	備考
大森東	15/16		久が原	17/17	
大森西	38/44	※	雪谷	32/33	
入新井	27/27		千束	17/17	
馬込	31/34		糀谷	30/30	
池上	30/31		羽田	29/34	
新井宿	16/16		六郷	45/45	※
嶺町	18/18		矢口	30/31	
田園調布	15/16		蒲田西	42/45	※
鵜の木	18/19		蒲田東	32/34	
備考欄に※がある地区の主任児童委員は3名、その他は2名（区全体39名） 上記現行定数を含む。			合計	482/507	

4 事務日程（予定）

時 期	項 目
令和7年 2月から4月まで	各特別出張所での大田区民生委員推薦準備会の推薦事務
〃 4月下旬から5月まで	各地区推薦準備会 開催
5月30日（金）	大田区民生委員推薦会への推薦名簿提出期限
〃 7月1日（火）	大田区民生委員推薦会 開催
〃 7月31日（木）	東京都への推薦期限
〃 11月下旬（予定）	厚生労働大臣の委嘱決定
〃 12月1日（月）	委 嘱 通 知

健康福祉委員会 令和7年1月15日
福祉部 資料57番
所管 介護保険課

令和6年11月 特別養護老人ホーム優先入所評価結果について

1 申込件数 (申込受付期間 令和6年7月1日～令和6年10月31日)

項目	件数
新規申込件数 ①	428
再申込件数 ②	141
合計件数 ③=①+②	569
申込取下件数 ④	7
評価対象件数 ③-④	562

(死亡7件)

2 評価結果

項目	令和6年3月	令和6年7月	令和6年11月	合計
評価対象者	300	353	562	1,215
二次評価対象外者	44			44
合計件数	344	353	562	1,259

※令和6年3月及び令和6年7月の評価については、入所、死亡、転出等を除いた件数となる。

3 要介護度別評価結果内訳

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
対象者 評価	令和6年3月	8	36	97	101	58	300
	令和6年7月	13	33	122	129	56	353
	令和6年11月	14	43	186	191	128	562
	小計	35	112	405	421	242	1,215
	構成比	2.9%	9.2%	33.3%	34.7%	19.9%	
対二次 対象外 評価	令和6年3月	5	13	19	7	0	44
	小計	5	13	19	7	0	44
	構成比	11.4%	29.5%	43.2%	15.9%	0.0%	
合計		40	125	424	428	242	1,259
構成比		3.2%	9.9%	33.7%	34.0%	19.2%	

健康福祉委員会 令和7年1月15日

福祉部 資料58番 所管 介護保険課

貴船堀埋立地における特別養護老人ホーム施工業者の入札結果について

1 入札日（再入札）

令和6年12月5日（木）

2 入札実施者

社会福祉法人旭会（運営事業者）

3 入札結果

不成立（入札辞退のため）

4 今後の対応

社会福祉法人旭会が、不成立となった原因を分析し、入札内容を見直したうえで、再度の入札を準備する予定。

【参考：施設概要】

所在地 大田区大森東三丁目 6493 番地他 1 筆（貴船堀埋立地）

敷地 約 1,789.06 m²

施設 地下 1 階 地上 5 階建（一部 6 階）

・特別養護老人ホーム

定員 118 名（ユニット型 84 名、多床室 24 名、従来型個室 10 名）

・看護小規模多機能型居宅介護（登録 29 名）

・地域交流スペース（福祉避難所機能あり）併設

健康福祉委員会
令和7年1月15日
福祉部 資料59番
所管 障害福祉課

都営東糀谷六丁目団地建替事業に伴う区公共施設の設置について

都営東糀谷六丁目団地建替に伴い、3期整備ゾーン内における区公共施設の再整備について東京都との基本設計案の協議に基づき、以下のとおり都営住宅と合築して整備を進める。

1 位置

東糀谷六丁目 23 番 16 ほか（都営東糀谷六丁目団地内）

2 設置する区公共施設

(1) 保育園（東糀谷保育園）

都営住宅 D - 1 棟 1 階に設置

床面積：約 1,350 m²

(2) 就労継続支援 B 型事業所（うめのき園）

都営住宅 D - 2 棟 1 階に設置

床面積：約 1,120 m²

※ 都が新たな公園を整備し、区立公園として区が管理する予定。

3 今後の予定

(1) 令和7年3月 紛争予防条例に基づく近隣説明会実施

(2) 令和7年6月以降 実施設計着手

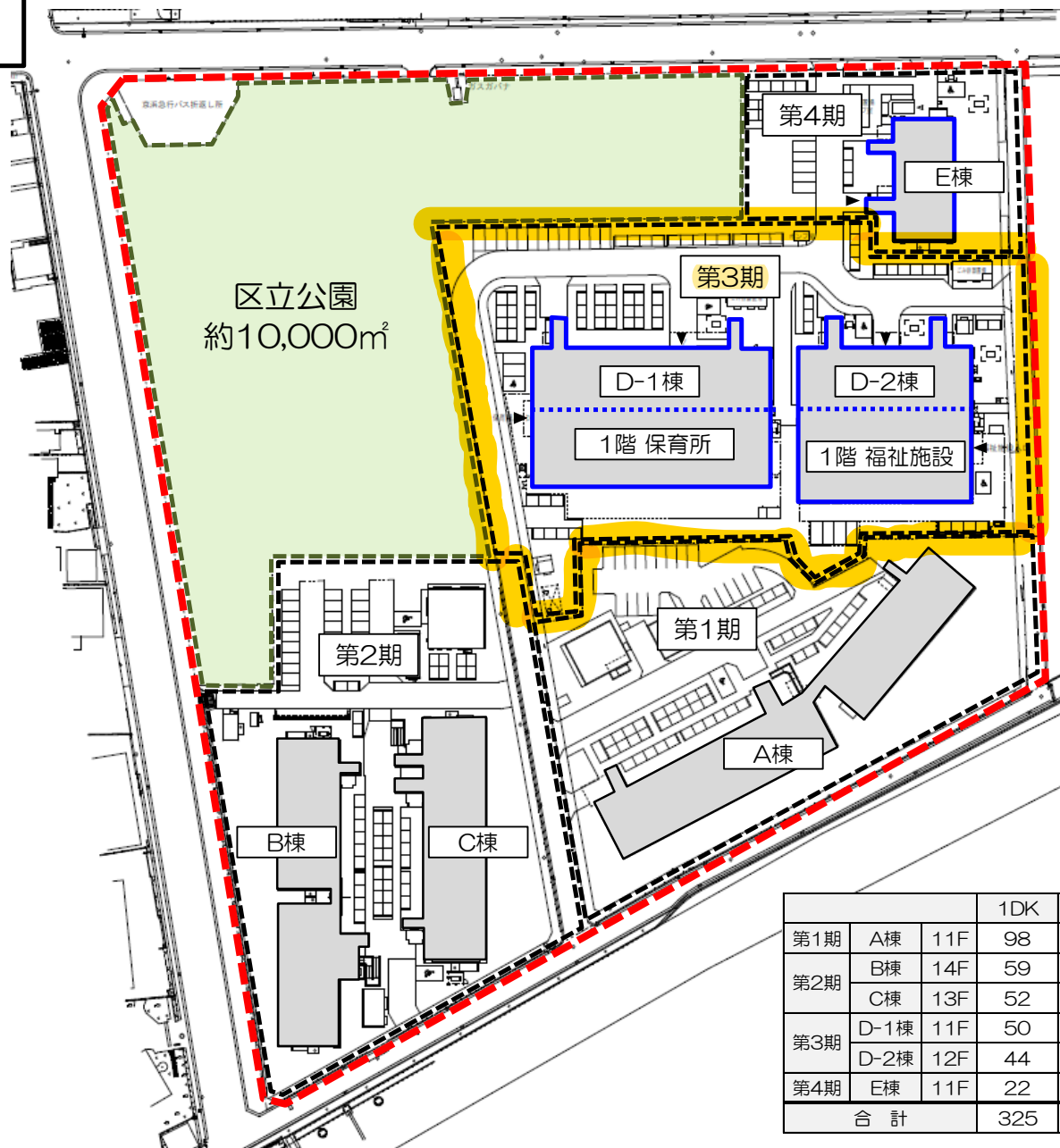
(3) 令和8年度以降 建替工事着手

※ 実施設計、建替工事は、東京都に委任して進めていく。

4 配置計画案

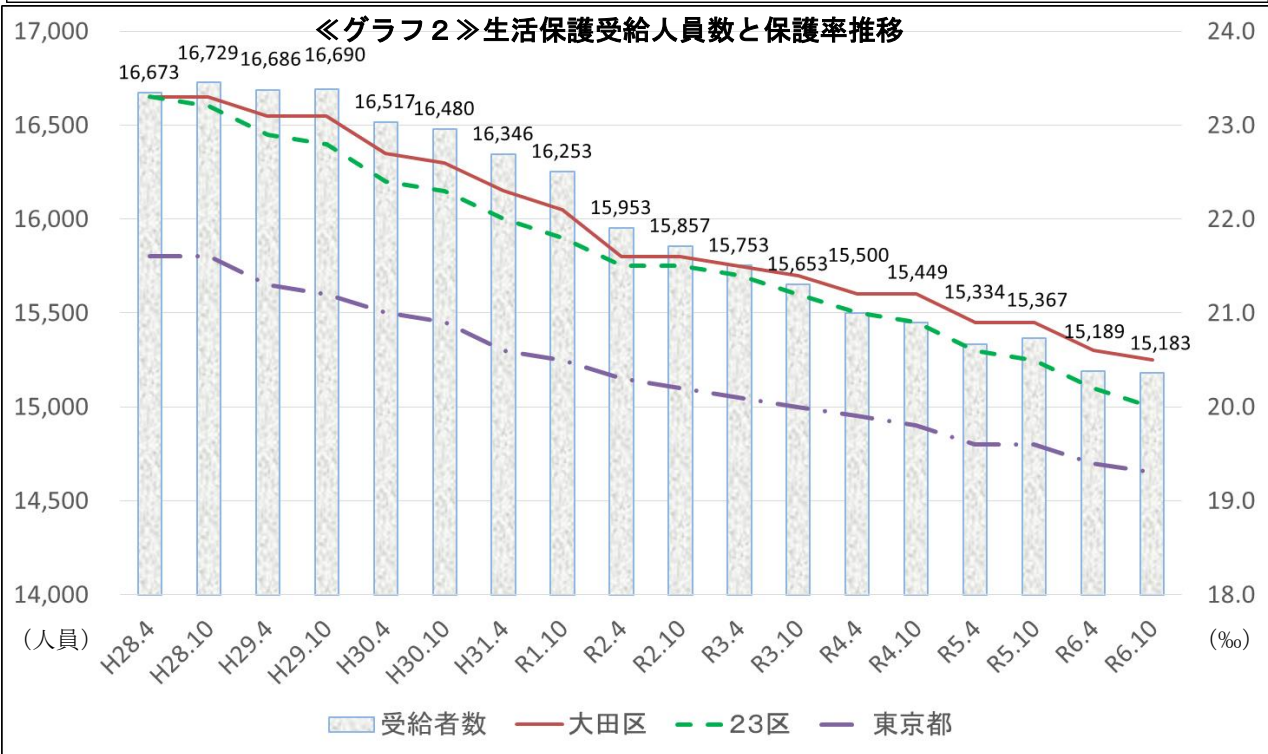
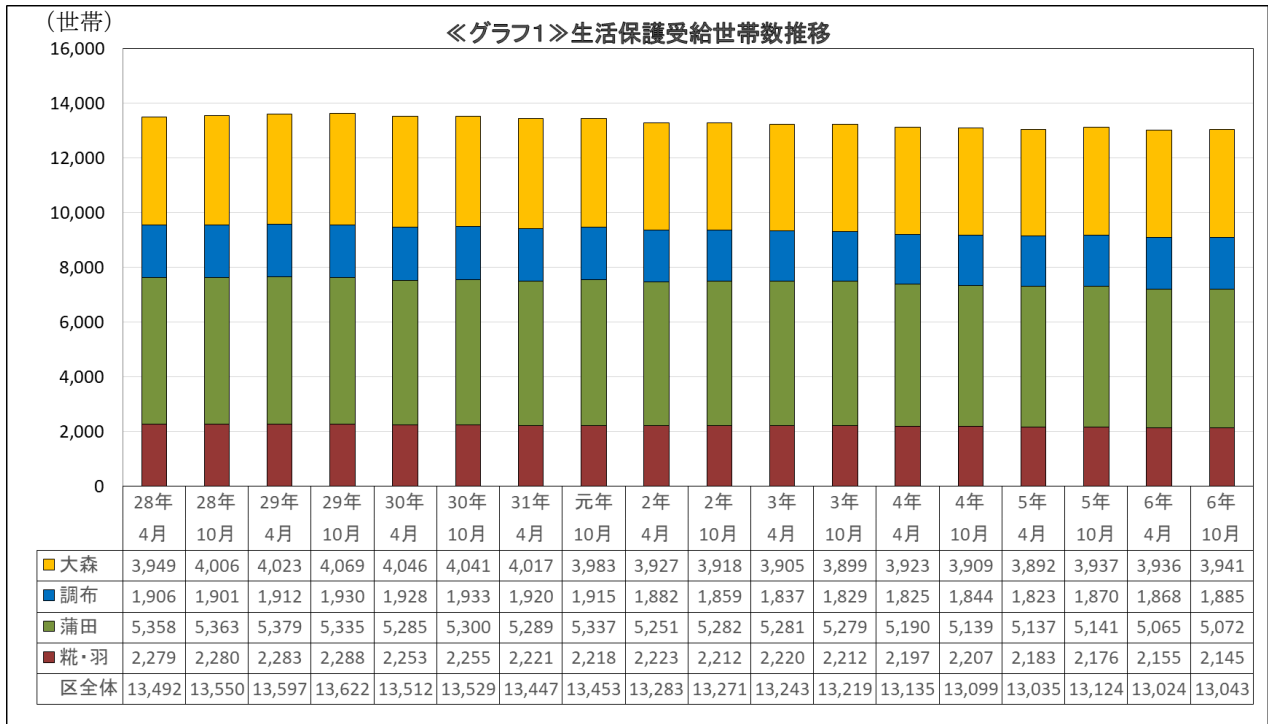
別添資料のとおり

配置計画図 (案)



			1DK	2DK②	2DK③	3DK	計
第1期	A棟	11F	98	98	21	11	228
第2期	B棟	14F	59	59	32	8	158
	C棟	13F	52	78	13	13	156
第3期	D-1棟	11F	50	50	10	10	120
	D-2棟	12F	44	44	11	0	99
第4期	E棟	11F	22	22	22	0	66
合計			325	351	109	42	827

生活保護の動向について



保護率 (%)	28年 4月	28年 10月	29年 4月	29年 10月	30年 4月	30年 10月	31年 4月	元年 10月	2年 4月	2年 10月	3年 4月	3年 10月	4年 4月	4年 10月	5年 4月	5年 10月	6年 4月	6年 10月
大田区	23.3	23.3	23.1	23.1	22.7	22.6	22.3	22.1	21.6	21.6	21.5	21.4	21.2	21.2	20.9	20.9	20.6	20.5
23区	23.3	23.2	22.9	22.8	22.4	22.3	22.0	21.8	21.5	21.5	21.4	21.2	21.0	20.9	20.6	20.5	20.2	20.0
東京都	21.6	21.6	21.3	21.2	21.0	20.9	20.6	20.5	20.3	20.2	20.1	20.0	19.9	19.8	19.6	19.6	19.4	19.3

健康福祉委員会 令和7年1月15日
福祉部資料 61番
所管 蒲田生活福祉課

生活困窮者自立支援事業等業務委託事業者の選定結果について

1 大田区生活再建・就労サポートセンター及び大田区ひきこもり支援室

(1) 受託候補者

社会福祉法人 やまて福祉会

東京都豊島区南池袋二丁目 49 番 7 号

(2) 選定理由 (概要)

- ・提案内容が、地域福祉計画や区の進める重層的支援体制整備事業を十分に理解したものとなっている。
- ・区民の抱える様々な課題の解決に向け積極的に取り組む姿勢があり、支援内容も具体的なものとなっている。
- ・フラットおおたや包括支援センター、ハローワーク、社会福祉協議会など関係機関との連携支援実績があり、複合的な課題の解決に向け、チーム支援の実施が期待できる。

(3) 応募事業者数

1 事業者

(4) 選定経過

- ・募集要項公表日 令和6年10月1日
- ・募集期間 令和6年10月1日から10月31日まで
- ・一次審査(書類審査) 令和6年11月8日から11月19日まで
- ・二次審査(プレゼンテーション) 令和6年12月12日

2 子どもの学習・生活支援事業

(1) 受託候補者

特定非営利活動法人 ユースコミュニティー
東京都大田区中央八丁目 22 番 13 号

(2) 選定理由（概要）

- ・本事業の対象者となる子どもについての現状把握がされており、学習支援の内容も一人一人の子どもの状況に応じて具体的に提案されている。
- ・学習支援にとどまらず、生活支援や社会性をはぐくむ支援についても、視点が優れている。
- ・区の機関だけでなく、各種地域資源を把握しており、連携についても工夫がされていることから、複合課題を抱える子どもやその家庭に対して包括的な支援が行われることも期待できる。

(3) 応募事業者数

4 事業者

(4) 選定経過

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| ・募集要項公表日 | 令和 6 年 10 月 1 日 |
| ・募集期間 | 令和 6 年 10 月 1 日から 11 月 1 日まで |
| ・一次審査（書類審査） | 令和 6 年 11 月 8 日から 11 月 19 日まで |
| ・二次審査(プレゼンテーション) | 令和 6 年 12 月 20 日 |

健康福祉委員会 令和7年1月15日
福祉部 資料62番
所管 障がい者総合サポートセンター

大田区立障がい者総合サポートセンターB棟の業務委託事業者
の選定結果について

現行の委託事業者との契約期間が令和6年度末をもって終了するため、業務委託評価委員会（以下「委員会」）による最終評価を実施し、次期業務委託事業者を選定することについて報告する。

1 対象施設

大田区立障がい者総合サポートセンターB棟（短期入所、児童発達支援）
大田区中央四丁目30番11号

2 選定する事業者

社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会
世田谷区三宿二丁目30番9号

3 委員会実施日

令和6年7月31日

4 委員会における評価

- （1）総合判定で得点率が50%以上60%未満で「C」となり、「要改善」と評価された。具体的には、サービス提供における柔軟性や利用者に寄り添う姿勢が不足しており、改善の余地があるのではないかとの意見が出された。
- （2）一方、短期入所部門について、重度心身障害児（者）を対象とする困難かつ画期的な事業でありながらも、安全を確保する体制を維持し、年々受入れ人数を増やしていることが評価できる等の意見が出された。
- （3）財務状況について、短期入所事業や児童発達支援事業等を安全に履行できる良好な状態であるとされた。

5 事業者との協議状況及び選定理由

- （1）委員会における評価を受け、事業者へ改善を要する事項や課題等を提示し、業務改善計画の提出を受けた。事業者と業務改善計画を実施するための協議や検討を進め、安全性を確保したうえで柔軟に短期入所利用対象者の幅を広げること、可能な限り利用者に寄り添う運用を進めること等、改善へ一定の見通しがついた。
- （2）このため、今後、さらなる事業の充実が期待できること、継続性を確保する必要があることから、当該事業者を次期業務委託事業者として選定する。
- （3）契約期間中に改善状況等を確認し、改善に必要な指導及び指示を行う。

健康福祉委員会

令和7年1月15日

健康政策部 資料63番

所管 健康医療政策課

令和6年度おおた健康経営事業所の認定について

1 事業・目的

働き盛り世代の区民の健康増進に向け、従業員の健康づくりに経営的視点で取り組む区内事業所を募集し、「おおた健康経営事業所」として認定する。

2 募集期間

令和6年7月1日から令和6年9月13日まで

3 応募事業所

50事業所

4 審査会

令和6年12月19日開催

5 認定事業所

50事業所(応募事業所すべて)

(内訳)

ゴールドランク 3事業所

シルバーランク 25事業所

ブロンズランク 22事業所

※別紙「令和6年度おおた健康経営事業所認定審査結果一覧」参照

6 認定期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

7 認定事業所の周知

区ホームページ及び大田区公式Xでの発信

8 認定表彰式(予定)

日程 令和7年2月5日

会場 本庁舎201~203会議室

認定証及びアクリル記念盾を授与

健康福祉委員会 令和7年1月15日
健康政策部 資料63番(別紙)
所管 健康医療政策課

令和6年度おおた健康経営事業所認定審査結果一覧

製造業	14 事業所	医療、福祉	3 事業所
建設業	11 事業所	電気・ガス・熱供給・水道業	2 事業所
卸売業、小売業	6 事業所	学術研究、専門・技術サービス業	2 事業所
金融業、保険業	5 事業所	サービス業（他に分類されないもの）	2 事業所
運輸業、郵便業	3 事業所	生活関連サービス業、娯楽業	2 事業所

No.	事業所名	業種	認定ランク
1	小雀建設株式会社東京支店	建設業	ゴールド
2	株式会社グローバルネット	学術研究、専門・技術サービス業	
3	株式会社桂川精螺製作所	製造業	
4	リノ・ハピア株式会社	建設業	シルバー
5	永広機材株式会社	卸売業、小売業	
6	株式会社太陽設備	建設業	
7	門倉工業株式会社東京営業所	建設業	
8	ミツル電気株式会社	建設業	
9	株式会社岩崎成型	製造業	
10	株式会社カラーズ	医療、福祉	
11	株式会社三和産業	製造業	
12	株式会社こんの東京営業所	卸売業、小売業	
13	株式会社内外電業社	建設業	
14	日栄産業株式会社	サービス業	
15	京浜運送株式会社本社	運輸業、郵便業	
16	京浜運送株式会社本社営業所	運輸業、郵便業	
17	株式会社キタセツ	建設業	
18	泉電池工業株式会社	卸売業、小売業	
19	寿精版印刷株式会社	製造業	
20	アロニクス株式会社	製造業	

No.	事業所名	業種	認定ランク
21	株式会社東京商工社	卸売業、小売業	シルバー
22	デンソクテクノ株式会社	製造業	
23	永岡電設株式会社	電気・ガス・熱供給・水道業	
24	アイシーエクスプレス株式会社	運輸業、郵便業	
25	フジコン株式会社	製造業	
26	株式会社クライム・ワークス	製造業	
27	株式会社エース	製造業	
28	ケイディケイ株式会社	製造業	
29	東洋電熱株式会社	製造業	ブロンズ
30	太陽電業株式会社	建設業	
31	船昌商事株式会社	卸売業、小売業	
32	みなみまごめ保育園	医療、福祉	
33	株式会社協栄大田支店	サービス業	
34	一般社団法人大田観光協会	生活関連サービス業、娯楽業	
35	株式会社昭和製作所	製造業	
36	株式会社きらぼし銀行蒲田支店兼西六郷支店	金融業、保険業	
37	株式会社きらぼし銀行大森支店	金融業、保険業	
38	東京中央農業協同組合田園調布支店	金融業、保険業	
39	東京中央農業協同組合矢口支店	金融業、保険業	
40	東京中央農業協同組合馬込支店	金融業、保険業	
41	株式会社興伸商会	電気・ガス・熱供給・水道業	
42	株式会社佐々木組	建設業	
43	佐々木総業株式会社	建設業	
44	株式会社ハマザキ電設	建設業	
45	堤工業株式会社	製造業	
46	一般財団法人全日本労働福祉協会	医療、福祉	
47	株式会社気生堂印刷所	製造業	
48	公益財団法人大田区スポーツ協会	生活関連サービス業、娯楽業	
49	P&P 税理士法人	学術研究、専門・技術サービス業	
50	ジェイアール東日本商業開発株式会社 会社グランデュオ蒲田店	卸売業、小売業	

健康福祉委員会

令和7年1月15日

健康政策部 資料64番

所管 健康医療政策課

田園調布中央病院前緊急医療救護所の移転について

1 概要

区は、大規模地震発生時、病院機能（診療、検査、手術、入院治療等）を守るため、病院の門前に緊急医療救護所を開設し、トリアージを実施することとしている。

今回、田園調布中央病院については、病院が移転したことに伴い、区が開設する緊急医療救護所についても移すこととした。

2 緊急医療救護所移転日

令和7年1月1日（水）

※ 開院日 令和7年1月4日（土）外来診療開始

3 所在地

（新）田園調布一丁目54番9号

（旧）田園調布二丁目43番1号

4 開設基準

区内で震度6弱以上の地震が発生した場合、区が田園調布医師会、大田区薬剤師会、柔道整復師会等と協力し、概ね72時間開設する。

5 開設場所

病院敷地内等に開設

6 緊急医療救護所（軽症者救護所）

グループ	緊急医療救護所（軽症者救護所）
A	荏原病院、田園調布中央病院、東急病院、東調布第一小学校
B	池上総合病院、東京蒲田病院、大田池上病院、目蒲病院、本多病院
C	大森赤十字病院、馬込小学校、入新井第一小学校
D	東邦大学医療センター大森病院、JCHO 東京蒲田医療センター、 牧田総合病院、六郷中学校
E	東京労災病院、大田病院、渡辺病院

健康福祉委員会
令和7年1月15日
健康政策部 資料65番
所管 生活衛生課

令和7年度大田区食品衛生監視指導計画（案）に対する意見募集について

区では、区民の皆様の日々の「食の安全・安心」を守るため、「令和7年度大田区食品衛生監視指導計画」を策定することを受け、下記のとおり計画（案）を公表し、広く区民の意見を募集する。

記

1 募集期間

令和7年2月1日（土）から2月21日（金）まで

2 公表場所

- (1) 区ホームページ（大田区からのお知らせ一覧）
- (2) 区政情報コーナー（区役所）
- (3) 保健所生活衛生課（大森地域庁舎）

* 区報2月1日号等においても、意見募集を周知する。

3 意見募集方法

郵送、ファクシミリ、電子申請、持参のいずれかの方法による。

4 意見に対する回答

寄せられた意見に対しては個別に回答せず、集約した結果をホームページで公表する。

令和7年度大田区食品衛生監視指導計画（案）

食品衛生法に基づき令和7年度大田区食品衛生監視指導計画（案）を策定する。
概要は以下のとおり。

1 主な内容

(1) 食中毒対策

ア 大規模仕出し弁当屋等に対する最重点監視指導

食中毒の発生頻度や発生した場合の患者数を考慮して、最重点監視対象及び重点監視対象を定めた。大規模仕出し弁当屋・大規模集団給食施設等の最重点監視対象施設においては、年度を通して、特に重点的な監視を行う。

イ 食中毒発生の病因物質ごとの予防対策の強化

患者数が大規模化するノロウイルスやウエルシュ菌、重症化しやすい腸管出血性大腸菌、食中毒の発生件数が多いカンピロバクターやアニサキスについて、それぞれの特徴を捉え、各業種に合った効果的な予防対策を指導する。

(2) 広域流通食品の安全確保への対策

羽田空港ターミナル施設や蒲田駅ビル施設、大森駅ビル施設等に立入り、広域で流通する食品について表示確認等の検査を実施する。

(3) 機能性表示食品を含むいわゆる「健康食品」への対策

令和6年に発生した紅麹を含む健康食品による大規模な食中毒事件を受け、制度の見直しが行われた。新しい制度の遵守徹底のため、機能性表示食品を含むいわゆる「健康食品」を製造・加工等する食品等事業者に対し監視指導を実施する。

(4) 違反及び不良食品等への対応

監視によって違反を発見した場合、その場で改善指導を行う。食中毒の発生など緊急な安全確保が必要とされる時は、営業の禁停止命令等の不利益処分を行う。違反食品については、関係機関と連携し、当該品が販売等されないよう廃棄等の措置をする。

(5) 情報提供及び普及啓発

食の安全に関する健康危害情報を大田区ホームページなどにより迅速に提供する。さらに、保健所メール配信による情報提供を継続して実施する。

2 立入検査及び収去検査の予定数

(1) 立入検査（数値は令和6年12月末現在）

ア 年度監視実施予定件数 8,993 件

イ 最重点監視対象及び重点監視対象の施設数 3,443 施設

(2) 収去検査（食品等を食品等事業者より収去し、検査機関で科学的検査を行うこと）

区内で製造あるいは販売している食品等の検査を実施する。

ア 細菌検査 750 品目

このうち330品目について、腸管出血性大腸菌0157、0111、026を実施

イ 化学検査 90 品目

このうち30品目について、輸入食品の検査を実施

令和7年度大田区食品衛生監視指導計画（案）

1 目的

食品を取扱う施設について効果的かつ効率的な監視指導を実施し、食品等事業者自らが行う食の安全を守るための取り組みを支援することにより、衛生レベルの向上を図り、飲食による健康被害を防止し、区民の健康を守ります。

2 本計画の実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 監視指導の区の実施体制及び他機関との連携

(1) 区の実施体制

食品衛生に関する監視指導は、大田区保健所生活衛生課食品衛生監視員が担当します。また、必要に応じ、**別紙1**に示すように関係部署と連携して実施します。

(2) 他機関との連携

他の自治体との連絡調整は、東京都保健医療局健康安全部食品監視課を通じて実施します。また、厚生労働省、農林水産省、消費者庁及び他の自治体、警察、医療機関と**別紙2**に示すように連携していきます。

(3) 試験検査体制

監視指導に係る試験検査は、大田区保健所で実施する他、一部は登録検査機関に委託して実施します。また、検査機関での精度管理の状況を確認します。なお、食中毒等の原因究明や高度な試験検査を要する場合は、東京都健康安全研究センターに委託します。

4 監視指導の実施内容

区は、区内に流通する食品等及び食品等事業者に対し、立入検査や収去検査等の監視指導を実施します。この中で、食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食品表示法（衛生事項に限る）、東京都ふぐの取扱い規制条例並びに食品衛生法施行条例で定められた規格または基準の適合について確認し、遵守の徹底を指導します。更に、食品安全基本法の考え方にに基づき、食品群の区分ごとに、食品供給の各段階に応じた重点監視項目（**別紙3**）を踏まえ、食品供給工程（フードチェーン）を通じた衛生管理が徹底するように監視指導を行います。

監視指導によって、法違反等が発見された場合は、直ちに改善指導を実施する等事故等の未然防止を図ります。

なお、災害の発生等で監視指導が困難な状況となった場合、状況に応じた効果的で適切な実施内容となるよう見直します。

(1) 立入検査

食品の流通状況や食中毒の発生状況等を踏まえ、**別紙4**のとおり年度を5期に分け

て効果的に実施します。食中毒が多発する夏期（6月から8月）及び食品流通量が増加する歳末（12月）においては、厚生労働省の方針を踏まえ、都と連携して、監視指導を重点的に実施します。

また、統計的に食中毒の発生が多い業種、食中毒が発生した場合に大規模な患者発生につながる業種及び違反食品の排除等のため重点的に監視指導する施設並びに監視指導目標回数を別紙5のとおり定めます。別紙5で、監視対象施設を最重点監視対象、重点監視対象及びその他施設監視の3つに区分し、効果的かつ効率的に実施します。

年度監視予定件数

監視対象施設数 14,058 施設 （令和6年12月末現在）

監視実施予定件数 8,993 件

(2) 収去検査等

区内で製造あるいは販売している食品等について、検査機関で科学的検査（収去検査）を実施します。必要に応じ、汚染実態の把握、不良食品の汚染原因究明、衛生管理方法の検証のため、同様に検査を行います。また、施設の状況に応じて現場簡易検査を行います。

収去検査は、立入検査の予定に併せて実施する他、夏期及び歳末一斉取締り事業の一環として、別紙4に示すように計画的に実施します。

【年度実施予定品目数】

ア 細菌検査 750 品目

細菌検査では、細菌数、大腸菌群数、食中毒起因菌であるサルモネラ属菌、大腸菌、黄色ブドウ球菌等を実施します。なお、夏期は腸炎ビブリオも実施します。また、750品目の内、330品目については、腸管出血性大腸菌O157、O26及びO111も実施します。

イ 化学検査 90 品目

化学検査では、食品添加物（保存料、甘味料、着色料、漂白剤等）等を実施します。また、90品目の内、30品目について、輸入食品の検査を実施します。

5 主な監視指導事業

(1) 食中毒対策

ア 大規模仕出し弁当屋等に対する最重点監視指導

大規模仕出し弁当屋等の最重点監視対象施設は、一般衛生管理の徹底や重要な調理工程を的確に管理できるよう年度を通して特に重点的に監視指導を行います。また、食中毒を発生させた施設については、再発防止のため、取扱い不良の改善等の徹底を指導していきます。

イ 食中毒病因物質別の対策

(ア) ノロウイルス・ウエルシュ菌対策

食品等事業者対象講習会において、食中毒予防対策の周知を徹底します。また、

ひとたび食中毒が発生すると患者が多数となる小中学校や保育園等の集団給食施設、発症した場合に重症化するおそれのある高齢者等が利用する社会福祉施設、弁当を製造等する施設や宴会施設に対し、衛生管理の徹底等を指導し発生を未然に防止します。

(イ) カンピロバクター対策

都内で発生するカンピロバクターによる食中毒の多くは、生や加熱不十分な調理による鶏肉に関連すると推定されています。そのため、特に鶏肉を生や加熱不十分な調理で提供する飲食店（夜間営業店を含む）、食肉販売業、食鳥処理業に対して立入検査を実施し、生食等による食中毒発生の注意喚起と二次汚染による食中毒の防止に努めます。また、生食での提供が禁止されている牛肝臓や豚肉の基準等の遵守を徹底するよう監視指導します。

(ウ) 腸管出血性大腸菌対策

食肉に起因する腸管出血性大腸菌による食中毒に対応するため、野生鳥獣肉（ジビエ）を含め、生や生に近い状態で食肉を提供する施設等に対して立入検査を実施し、生食用食肉及び牛肝臓の基準の遵守、二次汚染による食中毒の防止を徹底するよう監視指導を実施します。

また、生食用野菜及び浅漬に起因する腸管出血性大腸菌による食中毒を予防するため、野菜の汚染実態等を踏まえ、野菜加工施設や飲食店等に適切な取扱いを指導します。

さらに、食中毒患者が発生した場合に重篤になりやすい抵抗力の弱い乳幼児や高齢者等が利用する保育園、学校及び福祉施設の集団給食施設に対する監視指導を実施します。

(エ) アニサキス対策

近年、魚介類の生食が原因と推定されるアニサキス（寄生虫）による食中毒が都内でも多く発生しています。この食中毒を予防するため、魚介類を取扱う主な施設に対し、注意喚起するとともに適切な予防法等について監視指導を実施します。

ウ 食中毒発生時対策

食中毒が疑われる患者を診察した医療機関、食品等事業者から積極的に情報を収集し、被害の拡大防止に努めます。また、食中毒発生の原因及び感染経路の解明並びに再発防止を図ります。広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等においては、厚生労働省及び関係自治体と連携・協力を行うとともに、広域連携会議等を活用し対応に努めます。

エ 保菌者検索事業の実施

食中毒対策として腸管出血性大腸菌やサルモネラ属菌の蔓延を未然に防止するため、東京都と協力して、無症状病原体保有者の実態と散発患者の発生動向を把握します。

オ 危機管理体制の充実

「大田区食中毒対策要綱」に基づき、平常時から関係部署や他機関と連携体制の強化を図り、食中毒発生の際に速やかに措置を講じることができるようにします。また、食中毒発生時には、他の自治体と共に連携して、食中毒調査及び検査を実施できる体制の充実に努めます。

(2) HACCP に沿った衛生管理の導入と定着への取組支援

令和3年6月から原則として全ての食品等事業者が、一般的衛生管理に加え HACCP に沿った衛生管理を実施することが必要となりました。大規模事業者等に対しては、製品特性や施設の状況に応じた危害要因分析、衛生管理計画の作成、管理の実施・記録、検証等、HACCP の7原則に基づいた衛生管理の適切な実施について指導助言を行います。小規模な製造・加工業者や一般飲食店等に対しては、一般的衛生管理の実施記録を中心に HACCP の考え方を取り入れた衛生管理について円滑に取り組むことができるよう、食品等事業者団体が作成した手引書や東京都が作成した「食品衛生管理ファイル」等を活用してきめ細かい指導助言を行います。

(3) 輸入食品・広域流通食品の安全確保への対策

大田区は、日本の空の玄関口である羽田空港や臨海部に食品倉庫が立ち並ぶ地区を有しています。そうした地域特性を考慮し、国、都及び他の自治体と連携し、違反食品等の流通の防止や輸入食品等の監視指導や検査、輸入業者への指導を行います。また、原材料及び期限表示の管理等について大規模製造業の監視指導を実施します。

(4) 食品添加物、残留農薬・抗菌性物質の安全確保への対策

食品製造業者に対し、食品添加物の適正な使用を指導するとともに、流通品の収去検査を行い、違反品の発見及び摘発に努めます。

また、残留農薬や抗菌性物質の安全確保を図るため、食品等事業者が使用する原材料の生産段階における農薬等に関する情報の収集に努め、適切に管理されたものを使用するよう指導を行います。

(5) 適正な食品表示への対策

食品添加物、アレルギー、遺伝子組み換え食品等の食品表示法における衛生事項（食品衛生法の表示に係る規定）について、適正表示の徹底を図るため、監視指導を実施します。また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律や食品表示法における品質基準（JAS法の表示に係る規定）等、他法等が定める表示規制についても関係機関と連携協力し、適正表示の推進に努めます。

(6) 機能性表示食品を含むいわゆる「健康食品」への対策

令和6年に発生した紅麹を含む健康食品による大規模な食中毒事件を受け、機能性表示食品を含むいわゆる「健康食品」について制度の見直しが行われました。これらの食品を摂取したことによる健康被害の発生や拡大のおそれがある情報を得た場合、これらの食品を製造・加工等する食品等事業者は都道府県知事等に情報提供することが必要となりました。新しい制度の遵守徹底のため、これらの食品等事業者に対し監視指導を実施し、普及啓発を図ります。

6 違反及び不良食品等への対応及び不利益処分

(1) 違反及び不良食品等への対応

立入検査及び収去検査によって違反及び不良食品等を発見した場合、以下のような措置をします。

ア 違反施設に対する措置

立入検査により、製造基準、保存基準等の違反(食品衛生法第13条第2項違反)または表示基準の違反(食品表示法第5条違反)等を発見した場合は、その場で改善指導を行うとともに、改善に期間を要する場合は、書面にて指導、勧告、命令等を行います。

イ 違反食品等に対する措置

立入検査及び収去検査で、成分規格違反(食品衛生法第13条第2項違反)の食品等が確認された場合は、当該品が販売や使用されないよう、関係機関と連携し、回収または廃棄等の危害除去の措置をします。輸入食品の監視指導を管轄する検疫所が実施するモニタリング検査の結果、違反が判明した食品の措置について、関係機関と連携の上、対応します。

ウ 区民等から寄せられる情報への対応

区民等から、食品の異物混入や不正表示等の通報があった場合は、原因の調査を行います。また、通報の原因が他の自治体に係る場合は、関係自治体に情報提供を行い原因の究明に当たります。また、食品衛生法第8条による指定成分等含有食品に関する届出を受けた時は、必要な調査や厚生労働省への報告を行います。

(2) 緊急監視の実施

有害食品等の発生があった場合、東京都と協力して、原因・関連施設の監視指導を実施し、迅速に危害の拡大防止を図ります。

(3) 不利益処分等

食中毒の発生や違反食品等を発見した場合等、緊急な安全確保が必要とされる時は、「危害の除去処置命令(食品衛生法第59条)」、「営業等の禁停止命令(食品衛生法第60条、食品衛生法第61条)」または「施設改善命令または許可の取り消し等(食品衛生法第61条)」等の不利益処分を行います。

(4) 違反の公表

食品衛生法違反等に対する不利益処分の措置を実施したときは、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、食品衛生法第69条等の規定に基づき、違反者の名称、施設名、違反内容等、期間を定めて大田区ホームページで公表します。また、消費者安全法に基づき、消費者庁にも通知します。

(5) 自主回収に係る処理

令和3年6月より、自主回収を行った食品等事業者は、行政への報告が義務化されました。食品等事業者より食品の自主回収に関する相談を受けた場合は、迅速的確な自主回収の履行、原因究明や再発防止について指導を行います。また、食品等事業者から受けた自主回収報告届を厚生労働省や消費者庁へ報告します。

7 食品等事業者自らが行う衛生管理の推進

食品等事業者は、自らの責任において販売食品等について安全性を確保することが求められています。行政による監視指導だけでなく、食品等事業者自らが営業における食品衛生上の危害要因を正しく認識し、HACCP に沿った衛生管理を適切に実施できるように支援します。

(1) HACCP に沿った衛生管理の実施支援

食品衛生責任者等を対象とした食品等事業者対象講習会で、HACCP に沿った衛生管理や食品衛生に関する最新の知見等を提供し、自主的衛生管理の要となる人材の養成及び資質の向上が図れるよう支援します。

(2) 自治指導員との協働

一般社団法人東京都食品衛生協会の自治指導員を通じて、自主的衛生管理に関する情報及び技術を食品等事業者に提供します。

8 区民・事業者・行政間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）

食品衛生に関する情報及び意見の交換については、次に掲げる事項等について実施します。

(1) 情報提供及び普及啓発

食の安全に関する健康危害情報を大田区ホームページ等で迅速に提供するとともに、保健所メールの配信により継続して提供します。食中毒多発時期には区報、ホームページ、リーフレット、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）等で、食の安全について注意喚起します。また、区民向けの講習会（出張講習会等）やパネル展示等を実施し、食品衛生知識の普及啓発を図ります。

さらに、年度を通じ、児童館や子ども家庭支援センター等で手洗い講習会を実施するとともに、区民、食品等事業者に対して「手洗い実験キット」の貸し出しを行い、正しい手洗い方法の普及に努めます。普及啓発の拡充のため、区民諸団体との協働も推進します。

(2) リスクコミュニケーションの機会の確保

監視指導計画の策定及び計画を変更するときは、大田区ホームページで公表し、意見を募集します。監視指導計画の実施結果の概要について、翌年度6月末までに大田区ホームページで公表します。

また、食の安全・安心の確保のため、消費者、食品等事業者、行政の3者の情報の共有化、相互の意見交換等を行います。

9 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

(1) 食品等事業者対象講習会の実施

ア 業態別営業施設対象講習会

すし店、食肉販売店等の重点監視対象業種を対象に、それぞれの業態特有の危害や衛生管理を中心に実施します。（年度約24回）

イ 営業許可申請時講習会

食品衛生知識の幅広い普及を図るため、業態別で実施する業種以外の施設を対象として実施します。(年度 12 回)

ウ 乳幼児や児童・高齢者等関係者対象講習会

抵抗力が弱い乳幼児や児童・高齢者等の関係施設を対象に、衛生講習会を実施します。(年度約 10 回)

エ 食品衛生責任者再教育講習会

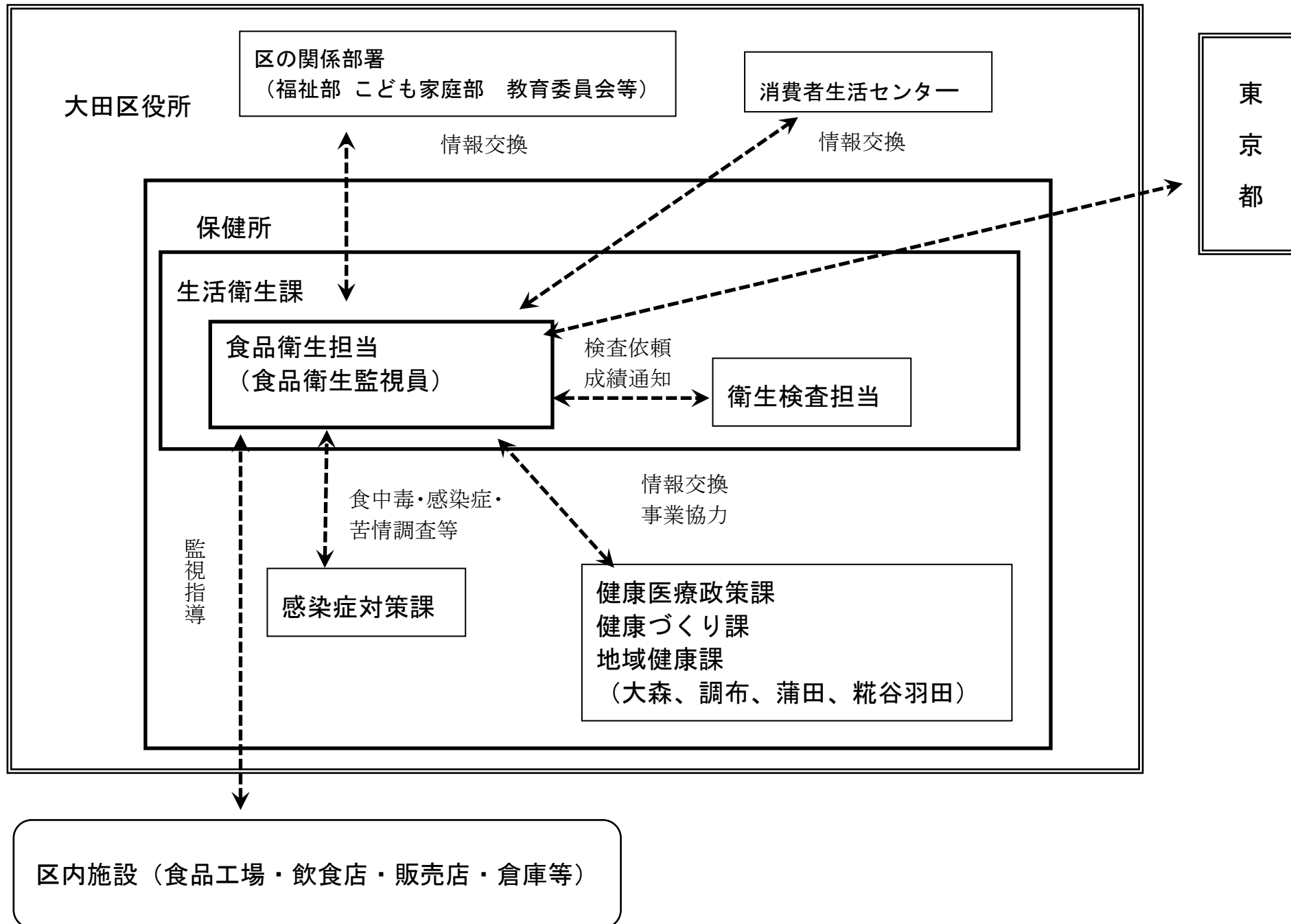
食品取扱い施設の食品衛生責任者を対象に、自主的な衛生管理に関する事項や最新の食品衛生に関する情報を中心に実施します。(年度 1 回)

(2) 食品衛生監視員の研修

厚生労働省、都及び特別区が実施する研修への参加により、食品衛生監視員の知識及び監視技術の向上を図ります。また、職場内研修、調査・研究を実施し、能力の向上を図ります。

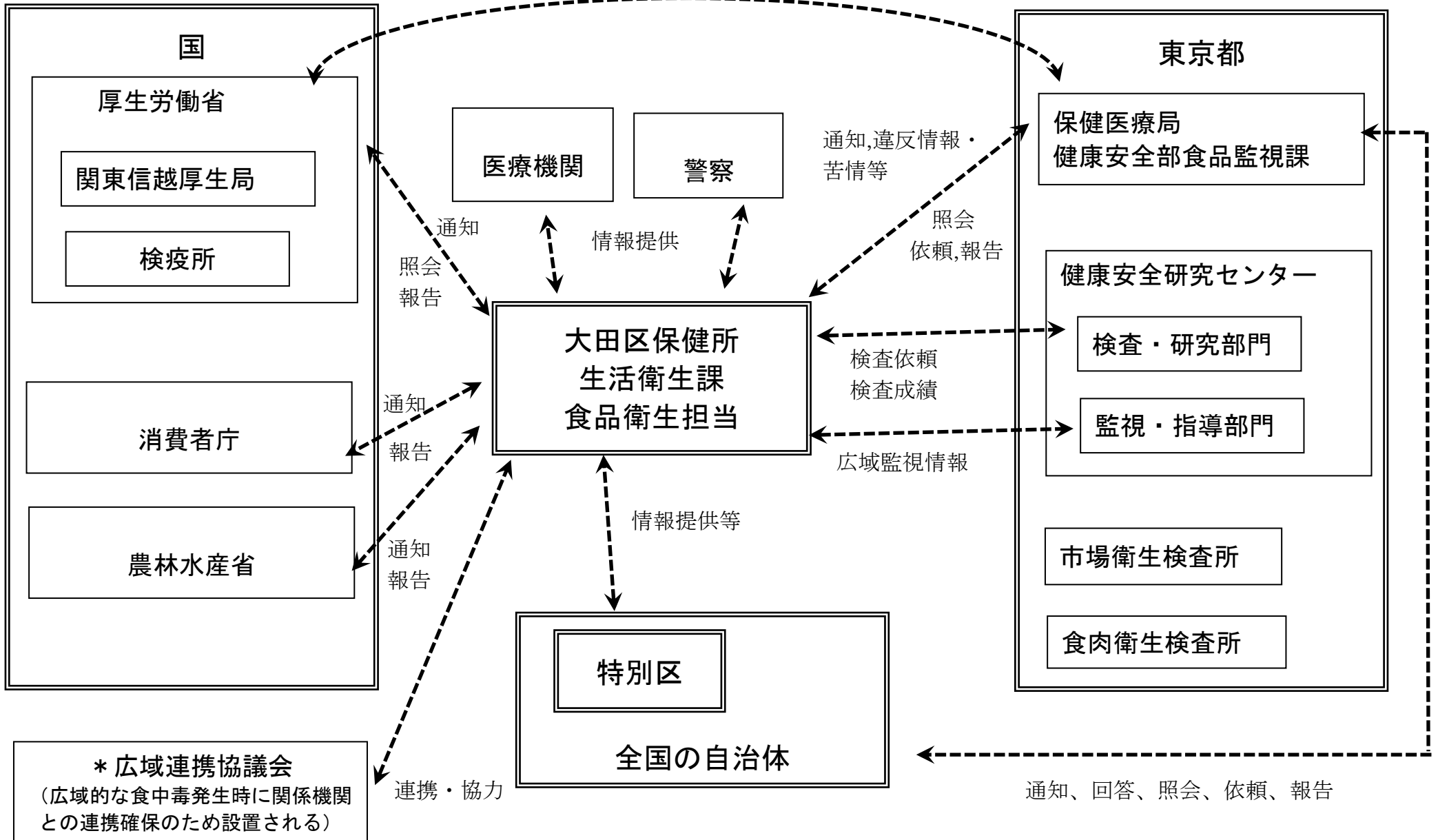
【大田区食品衛生における監視指導の実施体制】

別紙 1



【他機関との連携】

モニタリング検査関連・違反情報



食品供給行程（フードチェーン）



- ☆ 各段階において食品安全の確保を行なっています。
- ☆ 生産段階との連携の確保に努めています。
- ★ 輸入食品についても輸入後の各段階を通じた食品安全の確保を行います。

食品群ごとの食品供給行程(フードチェーン)を通じた衛生管理

フードチェーン 食品群	製造及び加工(生産を除く)	貯蔵、運搬、調理及び販売
食肉、食鳥肉及び食肉製品	・微生物汚染の防止の徹底を指導する	・流通管理(保存温度、衛生的な取り扱い)の徹底
乳及び乳製品	・原材料受入れ時の抗菌性物質の検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底を指導する ・食肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の使用の徹底を指導する	・食肉、食鳥肉等加熱調理の徹底を指導する。 ・食肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の使用の徹底する
水産食品(魚介類及び水産加工品)	・微生物汚染、増殖の防止の徹底を指導する ・生食用鮮魚介類の衛生管理の徹底を指導する ・ふぐの衛生的な処理の徹底を指導する	・水産加工品の流通管理(保存温度、衛生的な取り扱い)の徹底 ・加熱を要する食品についての加熱調理の徹底を指導する
食鳥卵	・新鮮な正常卵の受入れ、選別、洗卵時及び割卵時の汚染の防止の徹底を指導する	・低温保管等の徹底を指導する ・破卵等の検卵の徹底を指導する
野菜、果実、穀類、豆類、種実類、茶等及びこれらの加工品(有毒植物及びキノコ類を含む。)	・生食用野菜、果実等の衛生管理の徹底を指導する ・原材料受け入れ時の残留農薬検査の実施等による原材料の安全性の確保の徹底を指導する	・生食用野菜、果実等の洗浄および必要に応じた殺菌の徹底を指導する ・穀類、豆類等の運搬時のかび毒対策に努めるよう指導する

<その他の重点的監視指導項目>

- ・使用添加物(製剤を含む)の確認の徹底を指導する
- ・異物の混入防止対策の徹底を指導する
- ・アレルギーを含む食品に関する表示の徹底を指導する
- ・製造又は加工に係る記録の作成及び保存の推進を指導する

令和7年度大田区食品衛生年間事業計画

別紙4

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
項目	Ⅰ期		Ⅱ期（夏期一斉）			Ⅲ期			Ⅳ期（歳末一斉）		Ⅴ期		
主な監視対象業種 実施事業	○飲食店営業（仕出し） ○集団給食施設（大規模、病院）		○飲食店営業（すし、仕出し） ○飲食店営業（刺身取扱施設） ○食肉販売業、食肉処理業 ○食品の製造業 アイスクリーム類製造業、豆腐製造業、麺類製造業 ○魚介類販売業 ○生食食肉提供施設（飲食店（焼肉店含む）、食肉販売店、食鳥処理業） ○自動車営業等			○飲食店営業（弁当、そうざい） ○社会福祉施設 ○集団給食施設（事業所等） ○学校給食加工委託工場 ○池上本門寺お会式（臨時出店施設）			○飲食店営業（宴会施設） ○食品の製造業 そうざい製造業 水産製品製造業 菓子製造業（洋生） 漬物製造業 ○食肉関係施設 ○ふぐ、生かき取扱い施設 ○生食食肉提供施設（飲食店（焼肉店含む）等）		○食品の製造業 菓子製造業（和生）・清涼飲料水製造業 添加物製造業・食肉製品製造業等 ○ふぐ、生かき取扱い施設 ○学校給食施設 ○臨海部食品倉庫（対米対EU向け輸出施設等） ○食鳥処理業 ○いわゆる「健康食品」を製造・加工等する食品等事業者への監視指導 ○羽田空港ターミナル施設		
	← ○保育園給食施設 →												
	☆大規模な仕出し弁当屋及び集団給食施設、食中毒発生施設（過去2年）、駅ビル施設（蒲田駅及び大森駅等） ☆HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の取組支援 ☆広域流通食品・輸入食品の監視指導（東京都及び他自治体と連携した取組み） ☆食品表示の監視（流通食品の適正表示の徹底指導）												
簡易現場検査	一斉検査時等、最重点監視対象及び重点監視対象について、必要に応じて実施する。 また、収去検査結果不良施設の原因究明調査及びHACCPに沿った衛生管理取組支援にも活用する。												
（主な対象食品） 収去検査	仕出し弁当、 集団給食施設提供食品（大規模・病院）		豆腐、麺類、アイスクリーム類 刺身等生食用鮮魚介類、すし、 魚介類加工品、仕出し弁当（大規模施設）、調理パン・弁当、 サラダ・そうざい類			区立保育園・社会福祉施設提供食品、調理パン・弁当、洋生菓子			そうざい類、洋生菓子、魚肉ねり製品、漬物、正月用贈答用食品		和生菓子、私立保育園提供食品、弁当、そうざい類		
	← 輸入食品等流通品 → （※その他、厚生労働省、東京都通知によるものはその都度実施する） ← 収去検査結果不良施設の再収去 →												

別紙 5

監視対象施設の重要度別監視指導目標回数

対象区分	監視指導 目標回数	対象施設
最重点監視対象 ^{※1} (51 施設)	年間 4 回以上	○大規模仕出し屋 ^{※3}
	年間 3 回以上	○大規模集団給食施設 ^{※4} ○食中毒発生施設（前 2 年以内）
重点監視対象 ^{※2} (3,392 施設)	年間 2 回以上	○食中毒の原因となりやすい食品を提供する施設 生や加熱不十分な状態で食肉類を提供する施設、仕出し弁当店、すし店・すし弁当店、宴会施設、持ち帰りのために弁当・そうざいや生菓子を調理する飲食店等 ○ スーパー等の大規模小売店 ○ 大量かつ広域に流通し危害発生の可能性が高い食品を製造する施設
	年間 1 回以上	○ 重篤な健康被害が生じやすい病院、社会福祉施設、学校給食施設等 ○ 大量かつ広域に流通し危害発生の可能性がある食品を製造又は処理する施設 ○ ふぐ取扱い施設 ○ 食肉、魚介類を加工する販売業
その他施設監視	許可検査時及び必要に応じて	上記に含まれない営業許可業種や届出業種

ただし、ISO22000、FSSC22000、JFS-C の国際認証を取得する等、HACCP プランに対する外部審査を受けて衛生管理に取組む施設及び HACCP に沿った衛生管理を適切に取組み定着していることを確認できた施設は、それぞれの施設に応じた監視指導目標回数とすることができる。

- ※1 最重点監視対象：最も重点的に監視指導する施設として、食中毒の発生頻度や発生した場合の患者数を考慮し、特に継続的な監視が必要とする対象のこと。
- ※2 重点監視対象：食品等による危害の発生が危惧される対象のこと。また、食中毒が発生した場合に重篤な健康被害が生じやすい病院、社会福祉施設、学校給食施設等を含む。
- ※3 大規模仕出し屋：1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上の仕出し弁当を調製する施設とする。
- ※4 大規模集団給食施設：学校及び保育園を除き、1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上の給食を提供する施設とする。

用語解説

[食品等事業者] (p.1)

食品、添加物、器具容器包装等を採取、製造、輸入、加工、調理、販売等を営むすべての事業者のこと。また、学校や病院などの施設において給食を供給している者も含む。

[食品衛生監視員] (p.1)

食品衛生法で資格や権限等が定められている行政職員。食品関係施設の営業許可や監視指導、食中毒事件等の調査、区民や食品等事業者に対する食品衛生情報の提供と意見交換などの業務を行う。

[精度管理] (p.1)

検査機関などが、試料の採取から目的物質の測定結果の報告までの一連の作業（検査）について、「一定の水準が維持されているか」、「他の施設との互換性があるか」を担保するための管理・判断の仕組みのこと。その施設内部で行う内部精度管理と第三者機関が複数施設について行う外部精度管理がある。

[収去検査] (p.1)

食品衛生法第28条に基づいて実施する食品等の検査をいう。

食中毒の原因調査や法に違反する食品の発見などのために、食品等が無償で提供させることができる。

[HACCP] (p.4)

HACCP(ハサップ)とは、原料の受入から製造、製品の出荷までの一連の工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法である。

[自治指導員] (p.6)

食品衛生協会が、協会会員の中から食品衛生自治指導員養成教育の課程を終了した人に委嘱している。会員施設の食品衛生の向上と自主的衛生管理の推進のために、会員施設を巡回して、衛生管理の指導や衛生知識の普及啓発活動を行う。

[リスクコミュニケーション] (p.6)

リスク*に関する情報を区民・事業者・行政間で共有し、相互に意思疎通を図ること。区民・事業者・行政が一緒に考え、リスクに関する正しい情報を信頼関係の中で共有し、情報・意見を相互に交換して了解事項を積み重ねていく。このことにより、リスクを低減

していくための共通の姿勢を持つことができる。

(リスク*とは：食品安全関係では、食品に含まれる物質などにより健康被害が起きる可能性のことをいう。